質問第一号昭和五十三年九月二十八日提出

公有地の使用と地方行政に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年九月二十八日

提 出 者

竹 内

猛

院 議 長 保 利

衆

議

茂 殿

公 有 地 \mathcal{O} 使 用 کے 地 方 行 政 12 関 す る 質 間 主 意 書

私 は 今 日 ま で、 茨 城 県 \mathcal{O} 古 河 市 \mathcal{O} 大 下 水 道 \mathcal{O} 管 理 \mathcal{O} 間 題 を 取 ŋ Ĺ げ 7 そ \mathcal{O} 管 理 لح 使 用 \mathcal{O} 実 態

7 に t 0 県 **,** \ て \mathcal{O} 追 建 築 究 指 L てきま 導 課 が 建 L た。 築 \mathcal{O} 許 ところが 可 を 認 8 そ な \mathcal{O} 1 に 間 ŧ 題 が カン 未 か わ 解 5 決 ず、 \mathcal{O} 状 況 0 1 \mathcal{O} に な 現 か 場 で、 で は 最 市 近 有 石 地 尚 を含 市 内 \Diamond に た不 お

1

許 可 \mathcal{O} 建 築 が 堂 々 لح 行 わ れ 7 1 る 現 状 が あ ŋ ま す。

そう L たときに 土 浦 市 内 12 お 1 7 次 \mathcal{O} ょ う な 公 有 地 \mathcal{O} 不 当 な 使 用 が 堂 々 と 行 わ れ 7 7 る とい

うこと は どこ に 間 題 が あ る \mathcal{O} カ 理 解 12 苦 L む ところ が あ る \mathcal{O} で 質 間 な お ک \mathcal{O} 口 答 に ょ 0

て は 更 に 委 員 会で ŧ た だ L 7 行 き た 1 と 考 え、 取 ŋ あ え ず 質 問 主 意 書 を 提 出 L ま す。

昭 和 五 十三 年八 月二十二 日 に、 土 浦 市 \bigcirc 五. 五. 1 横 田 侃 所 有 地 に 隣 接 す る 田 口 燃 料 店 田 П

良 所有 〇 七 五 で 建 築工 事 が 始 \Diamond 5 れ た。 横 田 家 نح 田 \Box 家と 0) 間 に は 部 約二 メ 1 ル 幅

建 \mathcal{O} 裏 7 7 通 お り り、 に 接 ک す る \mathcal{O} 公 公 図 有 管 に 理 明 地 記 は さ 無 れ 番 た 公 地 で 有 管 あ 理 0 て 地 が 現 あ り、 在 は 埋 建 \Diamond 造 <u>\</u> 物 7 住 5 居)をこ れ 7 お り \mathcal{O} ま 公 す 有 が 管 大 理 正 地 \mathcal{O} を 末 含 頃 \Diamond 7 ま

で

は

横

田

家

 \mathcal{O}

裏

 \mathcal{O}

出

入

П

لح

L

7

供

用

L

7

1

た

ŧ

 \mathcal{O}

で

L

た。

と る Ł \mathcal{O} だ り 現 L あ (昭 7 け で 在 る 和 残 で あ 横 $\frac{-}{+}$ \bigcirc さ り 田 ま 五. 家 れ 1 年 五. は、 7 L 0 -頃ま の 二 た。 で 1 る t でここに居宅 \bigcirc \mathcal{O} 撤 同 公 有 道 五. 去 所 路 八 管 は、 出 と -来 に 理 る 通 地 田 じ で 形 П が で 家 て 五. あ あ いつた。 るこ 九 利 に 1 ます お ノ 一 用 と 7 L が は 7 と は \mathcal{O} 田 こ の 間 + 住 \Box 営 分 家 居 \mathcal{O} 公有管 路 業 承 と ŧ 老 し 上 地 知 朽 を 7 L \mathcal{O} 理 薪 化 ŧ 通 7 一地を道法 り <u>ー</u> そ B し、 1 た \mathcal{O} 石 ۲, \bigcirc 場 油 は 路 六 ず ず 所 \mathcal{O} に通ずる 'n 七、 空 で が す。 き 横 \bigcirc 田 か \bigcirc 家 λ 五 出 六 五. \mathcal{O} を 入 八 置 裏 \mathcal{O} \Box を通 < 道 に --- に \mathcal{O} 使 ^ \mathcal{O} 用 住 つ に て 出 使 す 居 る 住 を 用 入 0 居 \Box す 移

談 室 ところが を 訪 ね、 更に ک \mathcal{O} 室 公 員 有 に 管 伴 理 わ 地 れ に 7 建 建 築 築 が 課 始 に ま 公 図 0 た を持 当 日 参 L 横 違 田 法 家 建 \mathcal{O} 代 築であることを指 表 者 が 土 浦 市 役 摘 所 し、 \mathcal{O} 市 調 民 苦 査 情 を 求 相

は \Diamond 異 善 . 処方 な 0 た を 偽 要 求 り 0 L た。 ŧ 0) そこで、 で あること 提 が 出 さ わ れ カコ り、 た 建 築 施 許 行 者 可 \mathcal{O} に 申 工 事 請 差 書 を 止 調 8 ベ 0) 手 て 続 ŧ 5 をとつて つたところが、 < れ たの で 公 図 す。

そ れ に ŧ か かわ らず、 九 月 + 九 日 に前とほと んど変更な L に 建 築 が 再 開 され ま L た。 そこで横

田 家とし ては 再 度 建 築 課 を訪ねたところ、 県土 木事 務 所 管 理 課 0 会田 氏 の指 導 によ つって 建 築 許

可 を L た もので、 文 句 が あ れ ば 会 田 氏 に言つて ほ L 7 とけ λ ŧ ほろろの 挨 拶で あ 0 た。

そ 0 際、 建 築課 担 .当者 カン 5 問 題 \mathcal{O} 土 地 は 公 有 管 理 地 で あ り、 横 田 家 \mathcal{O} 土 地で は な 1 0 で 横 田 家

上 に、 公 図 は あ 1 ま 1 な ŧ \mathcal{O} で あ り 頼 り に な 5 な 1 ŧ 0) で あ る とい う 返 答 ŧ あ つ たということで

す。

と

は

関

係

は

な

()

私

بلخ

ŧ

に

不

服

が

あ

れ

ば

裁

判

に

ょ

つて

解

決

す

る

以

外

に

な

1

とい

う の

で

L

た。

そ

 \mathcal{O}

れ は 管 理 監 督 \mathcal{O} 担当官とし ての発言としては重大な発言であると考えます。 なぜなら公図を

否定しているからです。

V で 横 田 家 で は 資 料 を 揃 え 7.苦情 相 談 室 \mathcal{O} 係 لح 現 在 市 \mathcal{O} 街 並 調 査 を L てい る文 化 財 専 菛 委員

 \mathcal{O} 色 史 彦 氏 を伴 1 県 \mathcal{O} 土 木 事 務 所 に 会 田 氏 を 訪 ね 説 明 を 求 め た 0) で す。

ところが、 会田 氏 は 県庁 に 出張中 で代 つた管理課 係長に会つたところ、 返答として は 調 査 して連

絡 \Box を するということで 測 量 L た ら公図 あ ょ ŋ ŋ ま 狭 L 7 た 0 が、 で 公有 翌 管 日 同 理 行 地 を充当させ \mathcal{O} 市 の苦情 相談 たのだとい 室 の係官 う全く ~ 0) 連絡 理 解 では、 しが た 7 田 返 \Box 答 家 で \mathcal{O} あ 間

り ま L た。 L か ŧ, 現 在 依 然 とし 7 建 築 は 進 λ で お り ま す。

さ れ こと は そ れ 極 を \otimes 管 てこま 理 す る か 責 1 任 町 者 内 が \mathcal{O} 言 問 を 題 左 で 右 あ に り L ま 結 す が 局 家 を 以 上 建 築 \mathcal{O} ょ L らうに て 既 成 公 事 有 管 実 を 理 作 地 が れ 全 ば 勝 < 無 5 だ 責 . と 任 V に うこ 使 用

کے で は、 今後こうし た問 題 はどこでも 発 生す Ś お そ れ が あ ŋ ま す。 た め に あ えて次のことをただ

します。

公有地に無断又は公図を偽つて許 可申請 をし、 私的建造 物が 建てら ħ るか。

公有地の払い下げを公有財 産の払 い下げの手続をふまずに勝手に既成事 実を作り、 事後承認

を求めるようなことは正当なことと考えるかどうか。

公有地の払い下げは周囲の同意なしに出来得るか。 又はその例があるか。 あれば具体的に報

告されたい。

右質問する。